

第5回佐賀県・市町行政調整会議議事録

- 1 日時：平成24年7月23日(月) 14時30分～15時40分
- 2 場所：県庁 正庁
- 3 出席者：
市長会【横尾多久市長(会長)、坂井唐津市長(副会長)、秀島佐賀市長(役員)】
町村会【田中江北町長(会長)、末安みやき町長(副会長)、武村大町町長(役員)】
県 【古川知事、坂井副知事、牟田副知事、井山県土づくり本部長、黒岩経営支援本部長】
- 4 議 事

○座長選任

(知事、市長会長、町村会長の互選の結果、知事が座長に選任された。)

○協議事項 空き家対策について(新規・市長会提出)

【古川知事】

はい。規約によるとですね、年度の第一回目の時にその年度の座長を決めるとなっているようなんです。ですから、今年度第二回やるときには引き続き私が座長をさせていただきますこととなります。

さて、本日の協議事項は、市長会提出の空き家対策についてでございます。これは市長会から提出をいただいておりますので、提出の趣旨について市長会の方から説明をお願いします。

【横尾多久市長】

こんにちは、ご苦労様です。毎日暑い日が続いております。災害等もですね、大変だったかと思えます。

今日は、市長会のいくつかの市でもすでに動きがございますけれども、空き家対策に関してですね、問題提起をしたいと思えます。空き家の問題は皆さんご案内のとおり全国各地ですでに大きな課題になってきています。全国的に見ますと、この20年ほどで空き家は倍増しているというデータが総務省等のこういった資料等でも見ることができます。

ご承知のとおり空き家は、防犯面、防災面、衛生面、又は町の景観においても非常に大きな問題、課題でもありますし、各市や町においても空き家対策条例などを制定する動きが全国的にも増えてきている状況であります。

今回、空き家対策についてという議題は、さる4月25日の平成24年度の市・町長会議がございましたけれども、その最初に問題提起をされた伊万里市長さんから事務局に質問をされましたし、これを踏まえながら市長会の方でも整理して提案をいたします。すでに県内では、有田と多久で条例が制定された経緯もございますが、伊万里市をはじめとした県西部地区では、武雄、鹿島、嬉野の四市、それに大町、江北、白石・太良の四町を加えて、9月の条例化に向けた研究会を発足されております。この問題は県内においても大きな問題になっておりまして、今後、佐賀県と県内市町が連携しながら対応していく必要があると考えて議題とさせていただきました。

まず空き家の現状でございますが、ちょっと資料を見ていただいているように、総務省統計では、佐賀県は全国に比べて空き家の率は低い方に入っていますが、下の表にありますように、賃貸用の家屋あるいは売却用の住宅などを除くその他の住宅に限ってみますと、全国に比べて空き家率が高いという状況にあります。全体としては、全国、佐賀県とも空き家率は増加傾向にあるというのが昨今の情勢です。次を見せてください。

これは伊万里市の事例で、伊万里市の方から提供をいただいた資料ですが、こういったふうに非常に痛んでいて、先ほど言いました防災、防犯、衛生面、景観において課題があるということです。次をお願いします。

ここで空き家の発生する原因とか背景についてですけれども、一般的にも言われておりますしそれぞれ自治体でも痛感しているところですが、一つは少子高齢化、人口減少という中でその影響が出てきている、二つ目に核家族化の進行ということで住宅に連続して人が住むということがなくなったということもございます。それから住宅の増加、確かに世帯用の住宅はふえていますけれども、古くなったもの、使い勝手が悪いもの等いろんな事情から放置されている状況にあります。次に、別の住宅等への転居、今もお話しましたように、別の住宅に転居してあとはそのままという状況もあるようです。また、少し踏み込んでいきますと、金銭面の問題もでてきます。実は所有者においては、そのことは認知しているけれどもなかなか解体する資力がないという事情等もあるようです。次をお願いします。

次は空き家による問題ということですが、先ほどから言っていますように、何点かございます。一つは、倒壊、崩壊、火災発生の危険性が非常に増大するなど防災性が低下するという問題がございます。二つ目に犯罪の誘発などを含めて防犯性というのが低下していると。防犯上不安であるという状況も出てきます。次にごみの不法投棄を誘発する可能性があります。海外でも、ブロークンウィンドウズ理論というのがあって、壊れたところに余計防犯面が悪くなるということがございますけれども、そういったことを誘発する一因にもなりかねないと。次に悪臭の発生および衛生上の問題があります。これもいろいろ、そこにありますように、様々な動物等の影響とか、野放し状況とかそういう形でですね、これが集中的に発生して、衛生上の問題が発生すると。次に

景観、風景のことですけれども、街の美観を損ねているということにもなっています。その他としては、樹木関係の雑木、雑草、落ち葉等が飛散してたまったりしますと、火災の時に拡大してしまうという不安点があります。次をお願いします。

そこで、空き家対策ということになります。検討すべきと考えるものを整理しておりますけれども、管理不全の状態でありますと、まず実態調査をして、次に危険度の判定をしていくという必要がございます。これにつきましては具体的に助言並びに指導や勧告をするということになると思われますが、相手に対しても改善の意思があるかどうか、ない場合ある場合、これによって大きく対応が分かれていくということも考えられます。改善の意思ありという場合は、向かって左側下の方になりますけれども、費用助成による改善、また改善の意思がない場合の行政代執行による踏み込んだ検討ということが出てきます。今後これらの事案が増えてくることも予想されますが、行政代執行した経費を仮に回収できない懸念も当然でできますので、この場合、私有財産に対する税金投入問題というある意味悩ましい問題も同時に発生してくるということもございます。これが、ここに書いておりますように手続き、対策をどうするか、また費用面の対応、また、民法上の権利に今後絡んできますけれども、これらのことを踏まえながら、対策をして行くということが必要になります。次をお願いします。

次に空き家対策として空き家の利活用を図る場合の例がございます。全国的にも、なかなか熱心にされてるところもございまして、県内の市町でもここに表記されていますようにいろんな自治体で取り組みがあります。例えば空き家バンク事業。空き家の改修費用の助成。定住促進奨励金による補助を支給している例などございまして、それぞれにこれまでのいろんな対策、対応について知恵を出したり、対応されてきたという経緯がございます。次をお願いします。

そこで今回のテーマに関する、協議すべき事項として、そこに二つ挙げております。一つは、危険な空き家の判断についてであります。解体撤去等を進めるに当たりまして、危険度の判断というのが当然必要であり重要になってまいりますが、この判断はなかなか難しい面もございまして。適切な判断をどのような方法でできるのか、また、どのようにした方が適切かということについてもお知恵を借りたい、またお互いに協議できればいいなと一つ感じています。もう一つは下の方にありますけれども空き家の利活用策ということでもあります。県内のケースもありますけれども、先ほど触れましたように県内の市町の中にはすでに空き家バンクをはじめとした利活用策を実施しているところもあります。さらに利活用を進める方法等があったら協議をしたいと思っております。また、ここに書いていませんが、三点目としては、今度の西部地区の例で言いますと、条例化に伴って出てくる中で言いますと行政代執行の場合、どこまでどう関わって費用負担をするか等をですね、こういった場合に例えば佐賀県が応援をされるということもあろうのかどうか等を含めてですね、自由な忌憚のない意見交換をさせていただいて、今後に生かせればと思っております。

西部の伊万里を中心とした地区ではそのような協議が整い、近々9月に向けての話し合いをされるということでございますが、例えば佐賀中部広域連合、別の関係で議会を行った時に首長会議で話をしていますと、お互いにこういったことに関する情報を集めて、有効な対策を考えていかないといけないなど、単発の市町もちろんいいけれども、お互い広域で知恵を出し合うことも必要だという認識をお持ちのようでありますから、おそらく県内すべての市町の首長さん方は、同じような課題を感じ、何とかしたいものだなと思っておられますので、今日は知事さんも交えて、知恵を出すことができればと思っておりますのでよろしく願いして、冒頭の問題提起といいますか報告にかえたいと思います。ありがとうございました。

【古川知事】

はい、それでは県の方からお願いします。

【牟田副知事】

ただいま、提案がありました空き家対策について、現時点ですね、こうすればいいというのがはっきりと私どもも整理できているわけではございませんが、現時点での空き家問題に対する県の認識ということで説明させていただきます。

先ほど市長さんから話がありましたように、県内約1万8千戸の空き家が存在しております。これは、アパートとか賃貸用の空き家を含めると3万6千戸というふうに私ども統計上つかんでおります。これまでは、人口減少の一方で世帯数は伸びてきたということで、どんどん住宅は増えてきたという状況でございますが、これから世帯数が本格的に減少の時代に入るといことになりますと、空き家がどんどん増えてくるというふうに想定しております。野村総研の想定で、これは全国でございますが、新規の住宅の着工が今の水準で行われると、西暦2040年、今から20年後ぐらいには日本の空き家率は40%になるといったような推計をなされています。

すでにあちこちで空き家問題、いろんな問題があつて顕在化しておりますが、佐賀県においてもこれからこれ以上の問題が確知で発生するものと思っております、県としても市町と勉強しながら対策について本腰をいれていかなければならないと認識しております。

空き家につきましては、まずは利用できるものにつきましては、できるだけ利用していくというのが基本だろうと思っております。省資源、省エネ、土地の有効活用等の観点から見ますと、新しいものを作って古いものは放置しておくという時代ではなく、きちんと使えるものに手を入れながら、長く使っていくという時代に来ていると思っております、県としてもそういうのを含めてリフォームの助成等もさせていただいているところでございます。この利活用につきましては、個人が個人として住宅用として利活用するという分については、住民の世界でございますが、行政が中に入って例えば他の転入者に供給するとか、あるいは住宅以外のものに転用するといったようなこともあろうかと思っておりますが、そういう時に県なり市町が一定の優遇措置をするとか補助するということ

は考えられるのではないかと考えておきまして、国の制度の中でもそういう事業がいくつか準備されております。

で、もう一つはもう老朽化して手を入れても再利用ができない利活用できないといういわゆる空き家というよりも廃屋といったものだと思いますが、これをどういうふうに適正に、危険ではないように維持をしていくのか。もう補修では危険性を取り除けないというものについては、適正に除却をしていくといったような対策が出てくるだろうと考えております。個人の資産でございますので、いろんな所有権の問題、それから撤去した後の土地の利活用の問題等、非常に難しい問題があるかと思っております。ここはですね、実は建築関係の専門家や、法律の専門家ですね。それからちょっと聞いた話では、建物を建てているところでは資産税がちょっと安いんですかね。撤去して更地にしたら固定資産税がかかるといったようなことも一つ弊害になっているといったことも聞きますので、その辺の税制上の問題等も県と市町が話し合いながら、どういう方策が有効なのかということについて、まさにこれから勉強して、一緒に考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

これは先ほどいいました、利活用のため、国、県でいくつかの事業メニューを用意しておりますので、こういうのもございますという資料でございます。次お願いします。

これはすでに先行して条例で代執行まで含めているような条例を持っておられます。ここは、危険家屋の撤去に焦点をおいた条例です。で、ここは、むしろ撤去というよりも、今建っていて住んでおられる建物であって危険だというものについてどうするかという、すこし危険性に視点をおいた条例です。で、ここはまちづくり、街中に居住をしてみらおうというまちなか居住に視点をおいて設けられた条例でございます。市町の置かれた状況、あるいはその廃屋の状況等に応じて、それぞれの市町でどういう条例がふさわしいのかということについてもご検討いただく必要があるだろうというふうに思っています。県の方からは以上です。

【古川知事】

はい、それでは、議論に移りたいと思います。市長会の方のご提案は大きく2点でございました。1点が危険空き家の判断、もう1点が利活用策でございますので、まずはこちらの方から議論していきたいと思います。これについて、今までの説明を含めて、なにかご意見のある方はいらっしゃいませんか。

【田中江北町長】

いいですか。

【古川知事】

はいどうぞ。

【田中江北町長】

意見というよりも、先ほど言っておりましたとおり、西部地区で4市4町でございますね、7月17日に首長会議をいたしまして、一応の決定といいますか、9月へ向けて条

例を制定しようということで決まったわけです。条例の内容等については、少しずつ町によって違うのかもわかりませんが、大まかなところでやろうということになりました。そういう中で行政代執行をどうするのかというようなことも担当者会議でもいろいろと話がありまして、しかし、それもですね、本当に通行人に危険であるとか、子どもたちに危ない、近所の生活を脅かされるというときには行政代執行までいこうと、しかしその時に、その前に先ほどの8ページにありましてとおり、改善の意思があるという方についてはですね、勧告までのうちに改善の意思を表明していただければ市町からその人に補助をしようということで一応決まっております。補助の内容等についても各市町少しずつ違うのかもわかりませんが、大まかにいうと、限度額を決めて2分の1の補助をしようというふうに決まっているところでございます。

そういう中で、もう一つは寄附を受けるか受けないかというのは4つずつに分かれたわけですが、寄附まで受けるということと、寄附を受けると何でもかんでも受けなければいけないような形になっても困るので一応寄附という名目は載せないということと二つ出てきましたけれども、そういう形で、4市4町では一応大まかに決まって、今後9月の条例に向けて議会の通過をし、そしてまたそれに規則をつけていくということで、いくら補助するかというあたりも検討しているところです。そういう形で今後進んでいきたいと思っておりますので、もしよかったですら県がそれに上乗せでもしていただければ大変ありがたいなと思っております。

【古川知事】

これは、すでに可決されている多久市と有田町では、だいたいこういう仕組みになって、行政代執行も含んだ条例になっているんですか。

【横尾多久市長】

多久の場合は、議会提案でまとめましたけれども、代執行まではまだ入っておりませんので、注意勧告を行い、従わない場合は公表するということです。

【古川知事】

えーっと、ポインタで言ってもらおうと、どの辺のところまでいっているということでしょうか。

【横尾多久市長】

助言指導、勧告、あとは公表ですね。氏名公表。

【古川知事】

えーっと、管理不全。

【横尾多久市長】

この辺ですね。そこは入っていない。

【古川知事】

こっちはありということ。

【横尾多久市長】

こちらはないですね。そこは今後の対応を見ながら検討するということ。

【古川知事】

だったら、こう来て、ここのところだけが多久市になっていると。有田町はどうなっているのでしょうか。

【田中江北町長】

有田町も同じです。

【横尾多久市長】

で、これまではほとんど放置状態で、なかなか声をかけようにもかけにくいところがあって、区長さんや民生委員の方でも言いにくい。ところがこの条例ができることによって、ルールができてからそうしてくださいよと、地域の方も親族とか関係者の方に言いやすくなったという声は聞いています。

【古川知事】

検討中のところは、ここをやっていこうかという話になってるところもあれば・・・

【田中江北町長】

いや、そこは全部なっています。

【古川知事】

あ、そこは全部なっているのか。その中で、寄附を受けるか受けないかどうかについて分かれているということですね。

【田中江北町長】

それが半々に分かれているということです。

【横尾多久市長】

あと、先進事例でいうと、こここの部分は確か国交省の方が、先ほどご紹介のあった交付金関係の中で、例えば地域に寄附をして、ポケットパーク的に使えるんだったら、それで少し交付金を入れた方がいいよと理解をしたり対応をしているところも一部自治体で出てきている情報を聞いています。

【古川知事】

ここは、改善という意味がよくわからないんだけど、この改善というのは、住宅を改善するという意味じゃなくて、そのスペースを改善するという意味ですよ。だから壊すのも改善っていうんですよ。

【横尾多久市長】

そういうことです。

【古川知事】

だから一般的な日本語としてはあんまり改善と言わないような気はするんですが、そこは整理としては、壊して更地にするのも改善なんですよ。ということですよ。

【牟田副知事】

もちろん、底地も含めてということですね。

【田中江北町長】

はい。そしてあとはどう利活用するかの問題ですね。

【古川知事】

ここは例えばなんですけど、更地にして持っておくというようなことはできないんですか。

【横尾多久市長】

そこは先ほど述べられたように、税金の問題があるんですね。

【古川知事】

いや、ですからそこは寄附してもらいますよ。市町に寄附してもらって市町が持つておけば税金はかからない。ただしもちろん管理経費はかかりますよ。

【田中江北町長】

その管理経費がですね、本当に将来利活用できるようなところを寄附していただければいいわけですけども、まったく違うようなところ、山の中とかですね、そういう利活用できないものまで寄附を受けないといけないようになると、後の維持管理が大変だということで、半分の市町が今のところ、寄附は利活用のできる部分については一般寄附で受けられるから、一般寄附で受けようという形にして、この条例には入れていない、という形ですね。

【古川知事】

私が魅力的だなと思ったのは、土地も含めてすべて市町が受けて、そして壊すのは壊しますと。そこに何かを作るとなると、仮にポケットパークを作るとしても、それでも管理費はかかるでしょう。だから一番管理費用がかからないで済むのは、何も作らないというのが一番で、その管理する最低限のところだけは、地元なら地元の区にお願いをするなりなんなりしておいて、要するに使い勝手のいい場所であれば、そもそも空き家になっていないはずですよ。もともと空き家になっているところというのは、そんなに使い道はないのかもしれないですけど、例えば事業の関係でどこかに資材の置き場があるとか、代替地があるとか、そういったところになった時には使えるようにできないのかなと思ったりしたんですね。国交省の補助事業とかを使って、ポケットパークやってしまうと、実際に別の用途に使いたくなった時に補助金返さないといけないでしょう。だからですね、壊したことをもって補助事業としては終わったということになればいいんですけども、そうじゃなくてポケットパークを作るために壊すっていう事業だとしたらちょっとよくないだろうなと思ってて、我々としてもこの問題は共通の悩みだと思うので、他人事じゃないよねっていう話をしているんですけども、どういうふうにしたらいいかなっていうときに、あんまり妙な性格付けをしてお手伝いをしてしまうと、補助金返せみたいなお話になるとまずいかなということも思ってたんですけどね。

【田中江北町長】

ポケットパークを作るだけじゃなくて、そういうふうに寄附をしていただいて、壊し

ておくというだけでもいいと思うんですけどね。そこが、草がぼうぼう増えてきたりゴミ捨て場になったりですね。そういうふうになる可能性があって、そういうふうなものが町の管理になりますから、全部そういう管理を町がしなければいけないということで、今のところ見合わせているというところですよ。

【古川知事】

県の方からどうですか。

【牟田副知事】

いずれにしても、いろんな態様があり、空き家もいろんな事情があって、いろんな場所があって、一律にどうすればいいという話じゃないと思うんですよ。だから、性格付けに従って、こういうものはこうした方がいい、こういうものはこうしたらどうかとか、というようなそういう整理をしていって、最後どうしても行政が代執行まで考えないといけないというものをできるだけ少なくするというような仕組みを考えないといけないと思う。

【末安みやき町長】

まず、この調整会議で議題として協議できることはありがたいし、市長会から問題提起していただいたこと大変感謝しております。私どもも、空き家対策をどうするかということを検討しましたら、多久市さん、有田町さんが作ったほか、西部の4市4町はしていただいているということで、現在、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神崎市で、年内に条例制定に向けた調整を開始したというところですよ。そして一番厳しいのが秋田県の大仙市ですか。ここが罰則の規定までであるということですので、うちの職員を来月派遣するようにしています。それと空き家の巡回パトロールをやるNPOとか管理組合とかあるということで、商工会の中でNPOを組織しているメンバーと一緒に、秋田の方に派遣するようにしています。商工会のメンバーで空き家管理組合なるものを作らせて、パトロールしながら、補修とか、雑草の除去とか、一部でも少し請け負うことができるということで検討しておりますので、秋田県の罰則がどうなのかということも気になっているところがございます。それと、25年度に産炭地とか人口減少しているところについては補助金制度、国庫補助があるということで、それを申請して10戸分いただくようお願いしているんですけども。

【古川知事】

産炭地の、炭住を整備するってということですか。

【末安みやき町長】

それが、もともと国庫補助があると。それが平成25年度まで、国勢人口で人口減少しているところはそれを適用すると。これで今申請して、10戸だけはお願いできるようになっているんですけども。国費3分の1と、町が3分の1で、あと3分の1は所有者という形です。

【古川知事】

大変不勉強で恐縮ですが、みやき町は産炭地域ですか。

【末安みやき町長】

じゃないですけども、調べましたら平成25年度までできるんです。

【古川知事】

できるんですか。

【末安みやき町長】

前回の国勢人口から人口減少のところは。増えてるところはできないですけども。それで滑り込みで10戸ほどいただくようになりました。それから市町村の寄附についてもですね、明らかに危険性が高いところについて、除去命令に従わないとか行政代執行に入る前に一回寄附を促そうと。代執行される場所は、相続者が第1親等の方がいらっしゃらないので、2親等、3親等の方でこちらに帰ってこない、財産として価値がないのに数百万かけて除去費を出さないという方もいらっしゃいますので、それについては土地代と相殺とすることを促そうかなと。除去は町でしますと。その代り町に寄附をしていただきたいと。その土地は活用できない時は隣接の方に安くお譲りするとか。そういうものを今検討しているところです。今、本部長さんにご相談してるのは、PFI事業で、空き家再生についても民間のノウハウを活用して今メンバーとしていろいろ調査しています。廃屋で解体除去したところに民間の方から所有者に働きかけていただくと。そこに戸建を作って賃貸ができるとか、そういうことを今検討して考えられますので、今回のご提起については大変ありがたく思っていますし、さらに県としてご指導いただければと考えています。まずよかったら、秋田県の罰則規定、県として把握されてましたら、ご教示いただければありがたいと思っています。

【古川知事】

このところには、罰則を書いてないんだよね。で、事務方でもいいんですけどこれ詳しくわかっている方いますか。

【事務局】

罰則はありません。

【古川知事】

大仙市の適正管理条例には罰則はないんですか。なんか罰則はあるというふうにお聞きになっておられるんですか。

【横尾多久市長】

松江があります。松江の罰則5万円。従わない場合。

【古川知事】

あ、これですね。

【横尾多久市長】

ただし、4月時点では実行はまだないと。で、さっき末安町長がおっしゃった事例は、2009年に国が過疎地域と旧産炭地域等に限って空き家除去に関する補助対象地

域を決められたらしいですけども、その後人口減少が認められる地域へも拡大ということがあったようです。これは多分ですね、2011年にできた住生活基本計画ですかね、5か年計画、この見直しを行ったためと思うんですが、首都圏とか密集地では該当しませんので、確か都市部を中心に拡大してくれという声とか、13年度期間限定のものをぜひ延長してくれという声が今、多くあるようですので、今後多分関係5省庁あるんですね、国交省、法務省、環境省、警察、消防。これは検討して少し配慮されるんじゃないかなと期待を持っているところです。

【古川知事】

それは、空き家を撤去したら事業として終わりですか。

【末安みやき町長】

ただ除去するだけです。

【古川知事】

そうなんですよね。だから、除去するだけを支援してくれるっていうのが一番いいわけですよね。あとはどうするかというのはケースバイケースだし、市町によって違うはずなんです。

【横尾多久市長】

先ほど牟田副知事おっしゃったように、建物が壊れた状態でも残っていると、固定資産税の少し配慮があるわけですが、更地にしてしまうと住宅用地として急に税率があがるということで、すぐ撤去しないという方が割と多いというのも一部聞いてますので、こちら辺の税制をどうするかですね、この辺の配慮が若干必要なのかなと思います。これは多分、バブル期に入る前にいろんな住宅用地を持っていると地上げになって駄目だという配慮があったかもしれません。

【古川知事】

それはですね、もともと土地の上に住宅建てる人は、同時に建てる人が多いわけですよ。そうすると非常に負担が大変になるということもあって土地の有効活用をしているみたいなどころでもともと本則から見ると3分の1にするとか6分の1にするとかですね、そういうふうな税制が今でも続いているということだと思うんですね。だから、それがなくなると、本則に戻るので、払ってる金額からすると、6倍にはならないかもしれませんけれどもかなりの金額になっていくということは確かにそのとおりだと思います。難しいのはそうすると、その税制をやめるとなると、危険だから放っておくような住宅を持っていた人の税制を、建物がなくなっても優遇続けるということでやろうと思ったらですね、これは市町村税だからできるんですよ。市町村で。やろうと思ったらできるので、それをやるかということなんですけれども、もともと本則を、住宅を建てている人は住宅の固定資産税もあるということで大変だからというのでまけてるっていうのを続けるのかどうか、というのは實際上自分たちの減収につながっていくので、そこはまずは市や町で考えていただきたいなと思います。確かに実態はそういう問題が

あるというのはそのとおりだと思います。だから、寄附してくれると一番いいんだと思うんですけども。

【牟田副知事】

古い家になると寄附するにしても権利関係者が多くなってしまって、同意をとるのが実質的にできないというようなこともあるようですね。

【末安みやき町長】

実は空地管理条例というのはどこの市町でもあると思うんですけど、毎年、勧告のようにしていたところからですね、寄附したいと。毎年管理費も多いし、寄附したいと言われていたので、それは受けました。なぜなら、分譲地の中にあつたものですから、それは寄附を受けてこちらとしてまた住宅地として分譲できるという判断です。もう一つが、所有者が関西にいらっしゃって、分譲したところの一面に電化製品の廃品を改修したのを勝手に所有者の了解をとらないで置いているところがあり、これについても所有者の責任で撤去してくださいとお願いをしつこくしてましたら、とうとう寄附したいということと言われました。それも受けるようにしました。今後も空き家の除去についても、行政代執行に行く前にある程度、強制的にやりますよという中で、むしろもう町の方で廃屋を除去していただいたら寄附します、ということも出てくるだろうということを想定して、条例とは別の内規みたいな基準を作ろうかと考えています。それと、空き家適正管理組合なるものをできたら広域で作りたいなという思いでですね、町単位では二百数戸しかありませんし、廃屋に近いのは三十数戸ですね。三十数戸だけの対応とか、又は空き家も利用できるものがありますが、だから佐賀東部ぐらいで広域で対応しようかなということで今後提案したいと思いますが、佐賀県単位でしていただけたらありがたいです。

【横尾多久市長】

その対策も含めて、西部でも検討されたと思うんですけども、判断とかは、委員会とかをなにか作ってなされるんですか。

【田中江北町長】

それは、まず住民からの要望というか、あそこの家はちょっと危ないとか、壊れそうだとかですね、子どもたちや近所に迷惑をかけているという要望があつた時に、こっちとしても実態調査をし、そしてまた了解を得れば立入調査をして、本当にこれは危ないという判断を下した時に、勧告までして、それに従わなければ命令、そしてまた公表という形で代執行していくという形を考えています。そういう中で一つだけ、市長会長さん、知事さんに、市長会や知事会でどうなってるかわかりませんが、町村会ではですね、全国の町村会で来年度の予算について、この空き家対策の件で国に要望をしています。それは、こういうふうな行政代執行といいますか、強制的に撤去できるような方法をまず作ってくださいと。国の方で法律を作ってくださいと。そしてまた、そうしたときに財政措置をしてくださいというようなお願いを、来年度予算の要求の中に空き

家対策という形で入れておりますので、市長会や知事会の中でもそういうふうな願いを国の方にさせていただいて、やはり本当は国が法を作っていただくというのが一番いいことじゃないかなと思っておりますので、その辺もしそういうふうな知事会等で要望があつてなかったらですね、ぜひ入れていただけたらなと思つているところです。

【坂井唐津市長】

ちょっと一点だけ、さかのぼってみれば6年前一つの事象があります。何の事象かという、密集地の空き家でございます。その隣の方が家を建てたいとおっしゃったんですね。となりが空き家でボロボロで台風、風雪にさらされてどんどんその家に倒れ掛かってくるような状況になりまして、何回かその空き家で中学生や高校生がタバコを吸うところとか火事になるんじゃないかという心配もあるということで住民からございました。いろいろな問題があつて、当時勉強させていただいたのが、建築基準法の問題があつたり、民法上の問題があつたりとか、行政がどこまでできるのかという問題がありました。もう一つ難しかったのが、その所有者が、お身内がいらっしゃいませんで、ご親戚が近くにおひとりいらっしゃったのかな。ご自身も若年性認知症で入院されている方だったんです。ということは、ここで成年後見人制度を導入するかどうかという話も結局出てきまして、結局どうしたかという、その病院の先生、看護師さんにお立合いいただいて、ご自身の家まで数回お連れして、もう自分の家がこうなっているけどどうするか、ぎりぎりの状態の中での同意をさせていただいて、実はその土地は建てようとする隣の方が買われて、壊されて実際敷地も自分のものにされて本来の家を新築されたという事例があります。ですからその、成年後見人制度もまた、この中に導入していかなければならない状況があるという難しい問題ですから、やっぱり国の方である程度指針を建築基準法ですとか民法上の問題がありますので、いろんな整理させていただいて、全国的な空き家対策としての一つの何かを作っていただくというのが一番いい形かなというふうに思つております。

【秀島佐賀市長】

私のところでもですね、前からこの問題やっていますが、なかなか進まなくて、最初は要綱とか考えていましたが、まわりの市や町の方が条例という形にいきまして、すでに広い範囲でとらえて抜本的にやっついこうというふうにはですね、ご参考にさせていただいて今話を進めているようなところでございますが、伊万里の空き家対策のメモをちょっと出していただけますか。8ページですかね。これはよくまとめていただいていると思います。改善という言葉の部分は先ほど知事さんが指摘をされたような形で捉えていきたいと思いますが、この中にですね、費用助成による改善というのがあるわけですが、この部分で佐賀市でもこれに似たようなものがあるけれども、これは限界集落を防ぐためにあえて地区を指定したような形でやったもので、全般的にこれをやりだしたら、どうしようもなくなりますので、これは基本的には考えないというようなことでやっていく。そしてやっぱり自分でするのか、自分でできないのであれば寄附するのか、それでやは

り土地がついてないとですね、建物だけ寄附を受けてもどうしようもないからですね。だから、そういう形のものがこれから先必要なと。もう一切合財、こっちの方でお任せくださいと、その代りにご寄附いただきますよというような部分で、それでもなおかつ先ほどから言っていますように跡地の管理をどうするのか。ポケットパーク的なものであればいいけれども、さらなる経費を出すということになるとそこまではいけないだろうと。使う場合もあるかもしれないけど、いわゆる空き地として管理をする。できれば地域の人たちが何らかの形でそこを遊び場的に使って、いい面で利用していただければそれが一番いいわけですが、そういう使い方がいいかなというふうにも思います。また、改善の意思なしですね。これがやっぱり出てくるということで、氏名公表とかなんとか出てくると思いますが、当然、民民のところの境界で争いごとが生じてくると思いますが、これはちょっとさておいても、公道等に面して通行人等に危害が及ぶ可能性があるのであれば、やっぱり行政代執行でもしなければならぬということはあると。だからその時のある程度、しやすいような国の法律的な整備があれば非常に助かるという思いを持っています。そこで質問ですが、ここでいう改善意思があり、先ほどから話があります費用助成による改善というのは具体的にどの程度まで。

【田中江北町長】

費用助成による改善というのはですね、空き家だから壊しますから、というだけでは助成しないわけですね。本当に危ない、行政代執行しなければいけないような家をされるときには助成をしますよということです。どの家にも助成をしますということではありません。住民からの通報がきて立ち入り調査をしてみて、本当にこれは危ないと、危ないからやっぱり解体までしなくちゃいけないだろうという判断をしたときにですね、勧告の中で、解体をしていただくというときには、そのだいたい二分の一の補助という形を考えています。これは各町違うと思いますけれども、うちはだいたい今回50万円までは補助しようかなと。50万円を限度でですね、二分の一の補助をしようかなと思っているわけですが、どこにでもある普通の空き家というだけであるということではありませんので。

【武村大町町長】

大町は、2年前に消防と一緒に調査をしたんですが、空き家がだいたい231軒ありまして、そのうち10軒が非常に厳しい、危険度の高い空き家であると。このことについては誰が危険度が高いかどうかというのは、やはり認定委員会をやっぱりきちっと。今は行政サイドで一応認定をしておりますけれども、これが9月に通りますれば、はっきり認定委員会を選出してやりたいと。ただこの10戸については、もうすぐに取り掛かりたいと。考え方としてはこの10戸は危険度の高い箇所だということで考えております。ただ、所在がはっきりしているかどうかというのが今後の課題になりますので。しかし今ちょっと金額的に出ておりましたけれども、だいたい解体するのが100万ぐらいだろうというふうなことでですね。だからそれを限度として、補助額を二分の

一として50万円と、うちの場合はそういう考え方を持っております。そういう形の中でできるだけ、道路に面した、あるいは周辺の住宅に被害を及ぼしそうなというのがもう10戸ありますので、それは9月議会が終了すればすぐ調査に入って取り組みたいというふうに考えております。

【古川知事】

はい。いろいろ意見出ておりますけれども、これについて、県側の方からご意見ございますか。えーっと、それではですね、いろんな話が出ております。まずは議題として、この調整会議の議題で出てきたということが非常に良かったという話もございまして、引き続きこの問題については、市町それぞれにおいて非常に取り組みが進んでいるというところもございまして、なんかそこに県が割って入っていってお邪魔をするのもいかなかなと思っておりまして、今回この議題が出されたときに、非常に良かったことが一個あります。それは、県の中で担当が決まっていなかったんです。この問題。で、この問題は今日で終わりということはもちろんなくて、これからも引き続き自分たちも勉強していかないといかん。いろんなご相談もお受けしないといけないということで、県土づくり本部の企画経営グループが担当の窓口になって、いろんなご相談なりなんなりはそちらに、ということにさせていただくことにいたしました。このことまずご報告申し上げたいと思います。それで、私どもの方で調べた方がいいこと、調査した方がいいことというのもあろうかと思っておりますので、市長会は市長会、町村会は町村会でいろいろ動きをされていかれながら、県に対してこういうこと調べてくれとか、こういうことについてはどうだろうかということについていろいろとご相談いただければ、私どもとしてもいろんな、つまり現場の、市や町の方が現場の強みがあるんで、我々はいろんな意味で、国との間に入って行って、いろんな勉強を積み重ねていきたいと思っております。で、国の法律を作った方がいいというのも確かにそのとおりでと思います。逆に言うんですね、何の法律のどこがネックになってうまくいかないのかということ、きちんと整理しとかないと、国に何の法律を作ってほしいというのかわからないんですね。それが明確になればですね、私は特区を出してもいいんじゃないかと思ってるんです。構造改革特区で、佐賀県なら佐賀県、あるいは多久市なら多久市という感じで、この地域においては、行政代執行の要件をこういうふうにさせてくれと、というのもそれは、地域の実態としてこういうふうになっていると。で、法律をそのまま適用したんじゃないと、うまくいかないということでですね、そういう法律の特例とかそういうものを構造改革特区で提案していくということもあっていいのではないかと思うんですね。で、それとは別に、国に対して同じ内容の法律の制定要求をしていけばいいと思うんですけど。漠然と法律決めてくださいというのではなくて、どの部分がネックになっているかですね。あ、どうぞ。

【横尾多久市長】

2点あります。一つは、調査をしていただけるならば、我々の方でも事前に早く調べ

れば詳しくわかったのかもしれませんが、各消防本部、消防署、消防局の方で、実はいろんな管区の消防調査をされてますので、各市内や各県内にどれくらいの危険家屋があるか把握されてます。例えばそういったものを把握いただければ、防災危機管理担当の方でも掌握される意味があると思います。それと今の根っこの問題でいうと、一つは相続権の問題が結構大きいように思うんですね。10年ぐらい放置されると、場合によっては5～60人相続権者がおられて、このすべての了解がなければだめだとか、いろんなことがありますから、てきぱきとやる立場でいくと、だれか代表者を立てていただいて手配をしてくれるといい。ところが親族間の信頼関係とかいろいろあって難しいところがあると思いますので、そういう民法上の所有権に関するところまで踏み込みができるかどうか、で、すこし促しができるかどうか、そういうことをしていただくと、特区も一つの方法だと思いますけれども、結局、全ての都道府県同じような課題を抱えていらっしゃると思うんですね。ぜひそういったところも少し調べていただくとその行政執行する際も、相手先が明確になるかどうか非常に大きくて、費用の回収等ができなくなってしまって、どんどん公金だけ投入して、きれいに片づくけど、結局どんどん出ていくだけっていうことも、いろんな議論も巻き起こしていくと思いますけれども、そういったこともすこし念頭においていただくといいのかなと思います。

【古川知事】

私が仮に法務省の担当だったとしたら、仮に法務省が所管としてやるんだとしたら、要するに何をしたらいいのか、彼らはわからないと思うんですよ。で、もちろん法務局を所管しておられるので、いろんな登記の実態というのはわかっておられると思うんですけど、じゃあ何をどうしたらよくなるのか、というのは、やはり首長さんたちというか、実際に司法行政やっている人の話を聞かないとわからないんだろうな、と。そういうときに、こうしてくれると助かるんだけど、というその部分ですね。その部分は我々がイメージしておかないと、国に対しても言いようがないなと思います。確かに相続権が発生して相続人たくさんになっているときに、その相続人全員に声かけなくても、過半数に声かけてあとは報告かなんかして、文句あるやつ出てこいと。それで出て来なければやったものとするとかですね。そういったものもありうるのかもしれませんが、だからそういった事柄について、我々が具体的に考えていかないと、ただ単に国にお願いしますというだけじゃ、国も困ってしまうのかなという気がしております。いずれにしても私どもよりも市や町の方が間違いなくこの問題についての悩みが深いのと、よく調べておられるので、そこはぜひ今後も主体的に市や町においていろんな検討を進めていただきたいと思いますし、これについては調べてくれということであれば、我々も喜んでお手伝いをさせていただきたいと思いますし、その視察に行かれるというのが、仮に市長会や町村会でまとまっていくという話があるのであれば、ぜひ私どもの方も、一緒に行かせていただければありがたいなと思っておりますし、そういったところも含めて、県としても、これからこの問題について、窓口を作っているいろんなご相談に乗っていき

いと思います。

それと利活用についての話もこれまでも出たかなと思っておりますけれども、具体的な例は皆様の方がよくご存じだと思うんですけれども、利活用の点について、なにかご意見ございますか。

【横尾多久市長】

ちょっと、利活用の前の段階ですけれども、先ほどおっしゃっていただいた具体的な考えについて、例えば、西部で今度詰めていかれますよね。もう少し。条例について。

【田中白石町長】

いや、もう終わりました。

【横尾多久市長】

ケースがあるんだったら、法務省の法務局の方に立ち会っていただいて、なんで悩んでいるか、現場で見ていただいて考えていただくというのも、先ほど知事がおっしゃった法務省の対応につながるかなと思います。ただ利活用については、まだ県内では具体的にはそう進んでいないのではないかと思います、どうですか。町村会では。

【古川知事】

みやき町では今度、使おうかなとされてるんですよ。その、10戸。

【田中白石町長】

利活用というかですね。うちも今のところ127戸空き家なんですけれども、そのうちの何戸ぐらいがですね、現在のままで使えるかというような、空き家バンクをすぐ作ろうと思っています。そういった中でですね、これを町がやるんじゃなくて、宅建業界の人に委託をしながら、宅建業界の人と一緒にあって、空き家バンクをやっているところなんです。

【古川知事】

あの、私現場にいないからよくわかっていないのかもしれませんが、例えば、ここ危なかけんどけてくれんかな、というのはだいたい地元から声があるですたいね。来るんじゃないかなと。そしたらですよ、そんないればどけてもよかばってん、後の管理はあんたんとろでしてくるんね、ていう話をして、それなら区なら区でやりますというようなことを条件に撤去をするというのであれば、仮に建物も土地も市とか町が寄附を受けて撤去したとしても管理経費というのはそれほどの額にはならないんじゃないか、という気もするんですけれどもそこはどうでしょうか。

【武村大町町長】

うちも一件あってまして、それは活用の仕方ですけれども、ミニ公園化をしたり、ごみの収集あるいは場所によっては駐車場とかですね、活用させていただきたいという話があります。しかし、もうすでに空き家の中ではっきり出ておりました利活用ですね、商店街の中ですから、すぐに店を出して活用してるところもありますけれども、まあ、解体した後、面積もいろいろあると思います。

【古川知事】

そうですね、面積、形状。

【武村大町町長】

それから、うちの10戸というのはそういう形の中で、管理をお願いすることになるんじゃないかなという気はしておりますけれどね。

【末安みやき町長】

じつは、千栗土居公園というのがあって、ちょうど豆津橋のところで、堤防改修したときにですね、7戸ぐらい県有地を占用されて、そこで不審火が相次いでましてですね。で、久留米からみやき町にかけて、バーナーで火をつけたりして危ないので、結論からいうと町でそこを除去するようにしました。その法律的な問題はですね、甥御さんや姪御さんがいらっしゃって一人から除去することの同意をとればできるということでしたので、同意をとって、予算化して除去を近々にするようにしています。そのあとの管理は地区がポケットパークとして管理するという約束のもとで今回やるようにしています。それと管理組合といったのは、一時的な空き家ですね。入院とか施設入所。そういったものを巡回パトロールして、1回あたり2～3千円でされているところありますので、一時的な空き家を含めた管理組合を広域的に作ろうかなということです。以上です。

○その他 カラス対策について

【古川知事】

ありがとうございました。それではですね。次の議題に行きたいと思います。予定された議事は以上で、事前に佐賀市長さんから、カラス対策のことについてちょっとご発言させていただきたいということで、どうぞ。

【秀島佐賀市長】

首長と県との懇談会の中でも話をしたんですが、カラス対策ですね。このカラスはもちろん、カチガラスではなくて、黒いカラスですね。ハシブト、ハシボソ。頭がよくて悪さばかりする、悪さを通り過ぎて憎らしさもある。これはやはり退治しなければいけないということです。冬場になるとワタリガラスというものも来て、県庁周辺も大変な状況になるわけですが、これを一つの市町でやってたんでは、というふうなことでいろんな情報をもったり、あるいはやり方もあると思います。そういったものはやはり県内ある程度足並みがそろえるところはそろえたところでやったらどうかなと思っておりますね、再度提案でございます。

具体的にどういうことをしようと、今そういう方法まで確立はしていないけれども、まず問題点をお互いに確認しあって、そしてやり方ですね、そういったものを一緒に協議する場を作ったらと。その招集役、まとめ役的なものに県がなっていただけであれば非常に助かるかなと。私のところでは、今、この問題では環境政策部門と、農林水産関係部

門のところで鳥獣被害の部分をおさえるということで農林水産部門でもやっています。片方では、巣を落としたり、雛をひったくったりですね、そういう部分と。もう片方の農林部門では、カラスを秋の段階で射落とすというようなそういうやり方ですね。でございますが、だいたいやってるところはおんなじだと思いますので、県、あるいは関係する市町、一緒になって対応したらどうかなと思いましたので。

【古川知事】

はい。ありがとうございます。今の問題提起につきましてはですね、カラスで悩んでない市町はないと思いますし。私どもも、これを何とかしないといけないと思っております。もともとは総合計画においても、カラスの存在というのがカチガラスの駆逐に影響しているのかどうかということを中心にきちんと調べないといけない、ということも書いておまして、その意味でも、ぜひ市や町と一緒にこの問題取り組んでいきたいと思っております。なかなか難しいのは、あっちがよければこっちが立たずみたいなところがあって、簡単な解決方法というのはないのかもしれませんが、これについては本日秀島市長さんの方から問題提起があったということでですね、それを受け止めて、次の会のテーマにするということも含めて、考えてみたいと思っております。

○その他 原子力防災について

【古川知事】

ということで、あっという間にお約束の1時間が経ってしまいました。本日は時間があれば、先日の豪雨において、市長さん町長さん大変な苦勞もされ、対応しておられたことと思っておりますけれども、そういう中で、実際にいろいろと陣頭指揮を執っておられて苦勞された点とか、大変だったところ等お感じになっておられると思います。一方で今日も新聞で指摘をされておりましたけれども、住民に対して必要な防災情報がちゃんと届いたのかという点の指摘もあります。そういったところも含めて、よりよい改善に向けての意見交換をさせていただければと思っております、この場になるのか別の場になるのかわかりませんが、またご相談をさせていただければと思います。はいどうぞ。

【横尾多久市長】

同じく防災に近いんですけども、実は、玄海原子力発電所で少しボヤめいたケーブルの火災的なものがありましてですね。非常に私ども市町の担当者レベルでも首長レベルでも危機感を持ったのは、隣接、あるいは所在している玄海、唐津には比較的早く連絡が行ったと思います。他には、4、5時間後に行ってるんですね。これは県経由だと思っております。こういったことがないように第一報を入れるとか、ぜひ改善してほしいなど。そうしないと、今回はそれで終わったからいいんですけども、そのあと事象が発生した場合の対応等遅れてしまいますので、ぜひ危機管理部門並びに県の執行部においてその辺しっかりしていただかないと、それが時間がかかる状況では、県との防災協定の意

味がほとんどなくなってきたという懸念を多くの首長が持っておりますので、ぜひ改善をお願いしたいと。これは担当レベルが強く思っています。今回はなにもなかったですけど、もしこれが何かあって、その後に準備してくれ、では間に合わないし、ある程度わかっておればと。で、なかなかこういったデリケートな情報は、軽々に出すと不安を煽るんじゃないかというご懸念もあるかもしれませんが、そこは首長と防災担当者、責任者はぜひ信頼をいただいて、平時から緊密な連携、危機管理、防災の連携をできるようにぜひお願いしたいと強く思っています。

【牟田副知事】

先の火災だったんですけれども、連絡遅くなったことについては、九州電力に注意をいたしております。いろいろ言い訳がございまして、火災であるかどうかを判断するのに時間がかかったということございまして。県としては、判断するのに時間がかかるから、まず火災かどうかわからないけどこういう事象が発生したということだけでもいいから第一報をくれというふうに言っておりますので。

【横尾多久市長】

県にも遅かったんですか。

【牟田副知事】

県も1時間ぐらいかかりました。

【横尾市長】

市町は5時間後に届いたんです。その間、県で止まっているんですよ。

【牟田副知事】

それは、危機事象かどうかということのうちも流していないんですよ。

【古川知事】

実際には、あれでしょ。九電も現場を見たのは消えた後だったわけですね。実際に発災した瞬間を見つけているのであれば、それはもう明らかに異常事態ということなんでしょうけれども、それが、どうやら燃えて、それで鎮火というか燃え尽きたという状況になっているのを後で発見して、これが火災だったのかどうかということ进行分析したということ。で、念のため県の方には連絡があったということなんですけれども、今横尾会長さんがおっしゃった現場の懸念というのはよくわかりますし、なんね来とらんやったとね、と言われたときに、皆さん方がおかれる立場というのも我々よくわかりますので、改めてこの場でこういうご発言があったということですね、きちんと伝えて、とにかく迷ったら連絡をくれと、で我々も迷ったらとにかく皆様に連絡をすると、いうことでしっかりやっていきたいと思えます。

【秀島佐賀市長】

知事から、言葉が返ってきましたのでそれでいいと思いますが、あえて言う必要ないかもわからないですが、やっぱり我々は議会に対してもですね、県に連絡が入って、それからそんなに時間が経たなくて市町のところに流れるというふうに答えてるんです。

ところが今回のように横尾会長言われましたような形ですね、スクリーンにかかったような感じにとられる部分があると思いますんで、そういった形になると、県と市町の信頼関係がなくなるということで、そこはピシッとしてほしいと思います。やっぱり間違った情報でも一応、そのまま入れて、そしてすぐ訂正するなら訂正する、そういうのがいいんじゃないかなと思います。

○その他 集中豪雨について

【秀島市長】

それから先ほど、災害ですね。幸いにしてあの程度で佐賀市の災害は収まったのですが、今日新聞に書かれておりましたようなこと、あるいは、当日市民の方から非常にテレビ等で放映されている情報の伝達ですね、これがわかりにくいと。「一部」とか。もっとやっぱりきめ細かな広報、それからもう一つアナログ的な広報でなく、今進んでる部分ですね。そういったものを活用した方法があるんじゃないかという積極的ないい提案もございました。そういったところは考えるべきじゃないかなと思いました。私のところは一番遅れていまして、デジタル防災無線が今建設途中ということでございますので、そういう意味では、きめ細かな情報が出せなくなっていたのは事実でございますが、もともとそういったものをシミュレーションしていなかったという部分に欠陥があると思いますんで、さきほど知事言われましたような部分でですね、もう一回、今できること、住民にとってわかりやすい情報の伝達というのはどんな方法があるのか、検討させていただきたいと思います。そういう機会を設けていただいたら、我々も参加をさせていただきたいと思っています。

【古川知事】

ありがとうございました。はい。

【末安みやき町長】

すいません。最後に一つだけ申し訳ありません。今回の集中豪雨を受けて、寒水川の水をショートカットしていただいたために、本当に内水面の冠水とかは改善して大変ありがたいと住民の方がお礼を言われております。

あと一点、坂口地区という久留米市側にあるんですけども、筑後川のショートカットで、広川と筑後川に囲まれている島なんですよね。一本しかない。ここが強制排水する施設、ポンプがないんです。だから、井の中に水がどんどん溜まったままの状態、今回の筑後川が決壊水域に達する寸前ということで河川事務所から電話を受けて、すぐに行ったら、目の前で筑後川の水位が上昇してきて、さっき言った坂口地区が見る見るうちに水位が上がってきたんですよ。これをどう対応するかということで、国交省が貸し出しているあの大型のポンプ車。これを借りることで協議してるんですが、借りて間に合わない時はということで、町で用意しようかなと思っています。数千万するそ

うで、ぜひ特例債を適用していただくように市町村課にご相談させていただいてよろしいでしょうか。

【古川知事】

あの、時間すぎてすみませんね。やっぱり今回ですね。そのポンプの話はあちこちで聞かれまして、ぜひそういうのが欲しいとかですね。だからそういうのを我々でも少し予備で持ってたらどうだろうかと。これを市や町で持つのにはもったいないかもしれないというお話もあってですね。土木事務所に置いておくっていうことも含めてですね、そこはまた自分たちでも考えてみたいと思いますんで、今のような状況をぜひまた教えてください。

【末安みやき町長】

他の地区も排水がありますけど、その坂口地区だけですね。

【古川知事】

大詫間もあれですよ。

【秀島佐賀市長】

佐賀市も、2か所。

【古川知事】

そうですね。わかりました。はい。

【末安みやき町長】

すみません。寒水川の流木がですね。除去してくれと2年前お願いしたときに、他で対応ができないということで、2次災害防止のために町で全部やったことがあるんですよ。ぜひ2次災害防止のためにですね、よろしくお願いします。

【古川知事】

そうですね。災害の時にどう対応したかというのは、災害が終わると忘れてしまう傾向にあるので、今記憶の鮮明なうちにですね、こういう問題点はこうだったということについては我々も整理したいと思いますし、国に対して政府要望していかないといけない部分、我々でできる部分、そういったものをいろいろ整理していきたいと思います。今日は限られた時間でございましたけれども、いろんな意見を出していただきまして、ありがとうございます。以上で調整会議を終わらせていただきます。